

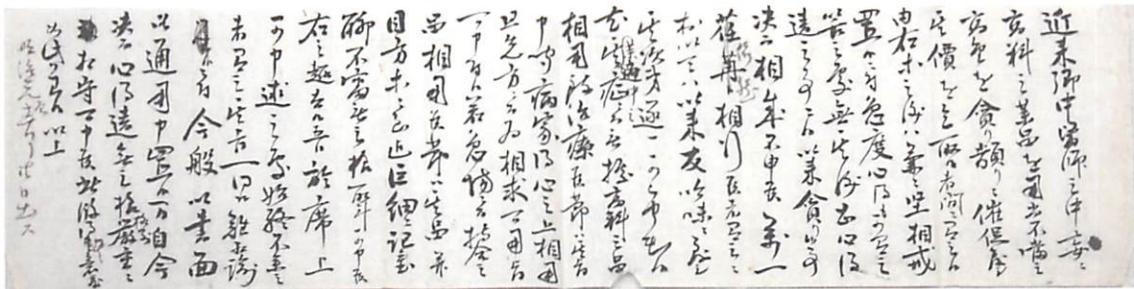
津山市史だより

2021.3
第17号



仁木永祐
肖像画

津山市粉保の禪溪仁木先生碑（大正15年建立）



郷中医師による不当な高金の受け取りを規制する通達（明治元年）

（史料は全て津山洋学資料館寄託・仁木家資料、碑写真は令和2年8月22日撮影）

津山市粉保にある禪溪仁木先生碑は、江戸時代後期から明治時代にかけて、医療・教育・政治に尽力した医師仁木永祐の顕彰碑です。この地には、永祐らの尽力により、万延元年（1860）に郷校粉山黉が創設され、主に医学と儒学の教育が行われました。

写真の史料は、幕末維新期における津山藩の「医療環境」について記したものです。粉山黉での教育活動がなぜ必要とされたのか、その背景を窺わせる内容となっています。

明治元年（1868）二月二〇日、「近來郷中医師之中、妄ニ高料之薬品を用而、不当之高金を貪り、頻リニ催促致シ其価を乞取候者間々有之候由、右等之儀ハ兼々堅相戒置候ニ付、急度心得も可有之筈之處、無其儀、甚心得違之事二候、以來貪り候事決相成不申候」と通達されました。以前からの禁止にもかかわらず、郷中医師の中に高額な薬品を用いて治療し、暴利を貪る者がいるということです。

粉山黉は、医師の養成と郷校という二つの側面を持った教育機関でしたが、開校の経緯には、医師の学識不足や倫理観の低下があったようです。永祐はそうした状況を改善すべく、粉山黉で教鞭を執ったのです。

（近部）

津山市地域振興部生涯学習課・美作大学共催

美作学講座

第1回

11月28日

「明治初年の宗教事情―神仏分離をめぐる」

講師・倉敷市歴史資料整備室／近現代編執筆 山下 洋氏



第1回の会場のようす

今年度第一回の美作

学講座は、近現代編執筆者の山下洋氏を講師にお迎えし、「明治初年の宗教事情―神仏分離をめぐる」と題してお話いただきました。

江戸時代以前には、日本固有の神々と仏教を融合した「神仏習合」が広く社会に浸透していました。しかし慶応4年（1868）3月、明治政府は神仏分離令を出して神社から仏教の要素を切り離し、神

市内の寺社で起こった事例を史料をもとに紹介されました。

久米北條郡宮尾村の宇佐八幡宮は、江戸時代には本地堂で祭神の菅田別命とともに阿弥陀如来像、隨身像、金幣を祀っていましたが、神仏分離令後これらを別当の等覚寺へ移しました。明治4年（1871）には隨身像と金幣が八幡宮へ戻されますが、八幡宮の社人から「もとの隨身像と違う」と訴えが出されます。取り調べの結果、真偽を論ぜず祀るよう命じられるのですが、同様の事例は各地であったのでは、と先生は話されました。

倉敷県の官吏が神仏分離の状況を巡視した際の史料には、勝北郡新野山形村の大宮八幡社で「仏像が安置されていたが、すでに取り除いた」と案内人に偽られた、という記録があることが紹介。地域の中にも、神仏分離に積極的な人物と反対する人物がいて、軋轢を生じていたのだと説明されました。

そのほか、政府が神社を整理し、廃止や祭神の変更を行なう中でも、信仰の厚かった阿花の宮（阿花善神社）は存続されたことや、修験道が廃止されて市内でも多くの山伏寺が天台宗・真言宗の寺院に改められたことをお話されました。また、長崎近郊浦上村の潜伏キリシタンが、配流されていた鳥取から帰郷する際に勝北郡榑村を通ったことを多胡家文書から紹介され、多くの人たちがキリシタンと直接交流したことが偏見を無くす一因になったのでは、と推測されました。

明治政府の行った神仏分離は、日本人の信仰のありかたを大きく変えました。しかし、政府は近代国家を作るうえで、信教の自由や政教分離という意識はあり、神道の国教化は断念。国家神道体制を構築して、神道を宗教ではなく道徳のようなものとして位置づけ、人々に浸透させたのだとお話をまとめられました。聴講したみなさんは相槌をうちながら熱心にお話に聞き入り、終了後は活発に質問も出ていました。

仏習合の伝統を否定します。政府は天皇を中心とした国家体制をつくって国民の統合を図るため、神道の国教化を目指したのです。最初に先生はこうした明治初年の宗教事情を説明され、それから神仏分離をめぐる津山

津山市地域振興部生涯学習課・美作大学共催

美作学講座

第2回

1月23日

「明治・大正時代の津山町政」

講師…井原市文化財センター研究員／近現代編執筆 首藤ゆきえ氏



第2回の会場のようす

今年度第2回の美作学講座は、「明治・大正時代の津山町政」と題し、井原市文化財センター研究員・津山市史近現代編執筆者の首藤ゆきえ氏にご講演いただきました。

はじめに、津山町について、農業の割合が高い周辺村と異なり、商業と工業の割合が高く、人口が密集していたことなどを概説されました。そしてI明治20年代、II明治30年代、III明治40年代〜大正時

避病院や火葬場などの衛生関係の施設が周辺村に設置されました。

明治30年代に入ると、教育事業はより進展していきました。明治20年（1887）に津山町・津山東町・東苦田村・西苦田村・林田村・田邑村・東一宮村の組合で設立された鶴山高等小学校は明治32年当時900人以上の生徒を有し、その内480人程度が津山町の子弟でした。この状況を鑑み、明治33年に組合解散が決定し、津山町は単独で津山高等小学校を設立、明治36年に新校舎を竣工しました。また、明治32年には美作国一円の町村から負担金を出して設立されていた津山尋常中学校が岡山県津山中学校と改称され、翌年校舎を新築します。津山高等女学校も創立されました。この時期の教育費は町の歳出の25〜60%を占めていました。明治34年度・35年度と津山町は多額の公債金に頼っていましたが、明治36年度からは日露戦争の影響で地方財政は緊縮をせまられ公債は減少、明治36年度以降、公債に頼らない財政運営へ転換していきます。

明治40年代には小学校が拡充され、また、小学校を出た子供達に対する実業教育への要望が高まり、苦田郡内の町村で費用を負担し、津山実科高等女学校などが設立されます。津山町は、商業の中心地として町立の津山商業学校を西苦田村に設立しました。この時期は、全国的に町村自治意識が高まり、苦田郡内町村長より国務大臣へ請願書が提出されるという動きもあり、他町村と連帯していることがわかります。

このように、町民の要望にこたえ、町立の小学校や商業学校を設立するなど、城下町津山町は近代地方自治制度のもとで、独自の発展がみられていたこと、そして昭和4年（1929）の市政施行以前、大正時代後半から合併の方向への動きがみられることを指摘され、ご講演をしめくられました。

代で時代区分され、その区分にそってご講演を進められました。明治20年代は、郡役所や鶴山高等小学校などの行政・教育施設が城跡地に設置されます。また、この時期は天然痘など感染症で苦しんだ時期で、

部会通信

◆自然風土・考古部会

(部会長・河本委員)

令和2年11月15日に部会を開催しました。

会議では、各執筆者の進捗状況の確認を行うとともに、目次内容・原稿のレイアウトなどをあらためて情報共有しました。



自然風土・考古部会のようす

◆古代部会

(部会長・狩野委員、副部会長・今津委員)

資料編「古代・中世」の校正を行っています。

◆中世部会

(部会長・久野委員、副部会長・前原委員)

1月24日に部会を開催し、資料編「古代・中世」の書式などについて議論しました。

◆近世部会

(部会長・定兼委員、副部会長・在間委員)

博物館資料の個別調査などを引き続き行っています。

◆近現代部会

(部会長・在間委員)

多胡本家酒造所蔵資料の細目録作成のほか、執筆者の方々には個別の調査と資料編掲載候補の選定を進めていただいています。

◆民俗部会

(部会長・前原委員、副部会長・安倉清博氏)

新型コロナウイルスの影響で、高齢者への聞き取りなどの調査を中止しています。そのなかでも、地図や文献などを見て調査できることを進めています。

編さん事業の経過(令和2年9月)

令和2年

10月31日 「市史だより」第16号発行

11月15日 自然風土・考古部会

11月28日 美作学講座第1回

令和3年

1月23日 美作学講座第2回

1月24日 中世部会

3月18日 第1回編さん委員会

3月31日 『津山市史研究』第6号・「市史だより」第17号発行

『津山市史研究』第6号刊行予定

市史編さん室では『津山市史研究』第6号を3月末に刊行する予定です。執筆者と内容は左のとおりです。

【第6号】

・猪原千恵「津山市域における昭和前期の精米・精穀の状況について」

・小郷利幸「津山郷土博物館の常設展示資料紹介 ―高橋谷遺跡の出土遺物―」

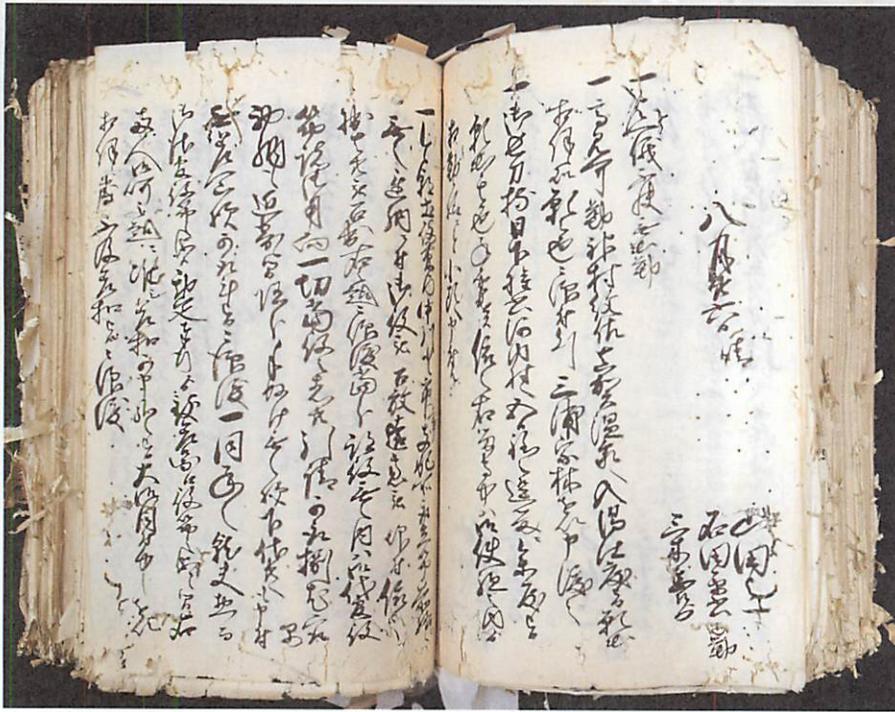


図2 『勘定奉行日記』寛保2年8月26日

内ハ御代官役筋諸御用向一切當役之者共引請可取捌尤最早初納も近寄候間随分手ぬけ無之様下代共へも申付無差間可取計旨被仰渡一同承之就夫惣而御代官役筋之儀ハ勘定奉行分致差戻候役筋之儀ニ候間右兩人御呵之趣ニ准シ差扣可申哉之旨大御目付中を以相伺候處不及差扣旨被仰渡

ここでは、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被召放遠慮被仰付」との処分を受けている。二人は共に代官である。彼らは「支配所取立筋」においての「遅納」という事態について責任を問われて解職されたのであった。すなわち、年貢等の徴収において重大な不手際があったということである。そして、彼ら代官二名の解職を受けて、新たに代官が任命されるまでの期間、取りあえずその業務を勘定奉行三名が取り捌くこととなった。その三名とは、山田与一、石田平六、三木甚左衛門である。

同時に、この代官解職という事態を受けて、「惣而御代官役筋之儀ハ勘定奉行分致差戻候役筋之儀ニ候間」ということから、「右兩人御呵之趣ニ准シ」勘定奉行三名が差し控えを伺い出たのである。これらことから、代官は勘定奉行の配下であることが明らかとなるというのが『津山市史 第四巻』の論点である。

ただ、この処分の流れを見ていくと、『津山市史 第四巻』とは異なった解釈も成り立つ。まず、二人の代官が「御役被召放遠慮被仰付」であり、「依之拙者共被召出右之趣被仰渡」たのである。問題はこの流れの順序である。『国元日記』寛保二年八月二十六日の記事では、次のように記されている。

一土岐菅右衛門中川登市儀支配所取立筋前格ニ無之遅納ニ付御役被召放遠慮被仰付今朝入江縫殿於宅申渡立合例之通
一右ニ付跡役無之内者御代官役筋御用向勘定奉行引請取計候様被仰付

これは、藩の最高意志決定機関である御用所での政務を記録している『国元日記』の記載であり、代官二人の処分は御用所で決定された上で、その通達は入江縫殿の屋敷で行われ、更に代官の業務は勘定奉行が引き継ぐことが決定されたということである。

すなわち、『勘定奉行日記』の記載と併せて考えるならば、八月二十六日の朝、勘定奉行の不在の場で代官の処分が行われ、その後、「依之」として勘定奉行三人が召し出され、ことの顛末を告げられて業務の引き継ぎを命じられたのである。津山松平藩の家臣組織にあつては、通常、部下の賞罰は上役を通して通達されるものである。そうした慣例からすれば、今回の事例では代官が勘定奉行の配下であるとは考えがたい。

では、「惣而御代官役筋之儀ハ勘定奉行分致差戻候役筋之儀ニ候間」という言葉はどのような理解できるのだろうか。実はこれこそが、年貢徴収業務遂行における勘定奉行と代官の極めて密接な関係性を示しているのである。

次に、寛保二年の『勘定奉行日記』に記録された今回の年貢未納を巡る経緯の中で、勘定奉行と代官の立場を考えてみたい。

前格の無い年貢未納と代官解職

寛保二年の春に完納される筈であった年貢は、前年からの村々の困窮のため、予定通りの皆済が危ぶまれていた。村々には農業経営を維持できなくなった「絶人」が多数発生し、それに伴って生じた無主地の農地に対する村による管理も行き届かなくなっていた。そうした中、藩としては切手か正米による納付を要求しており、銀納を要望する大庄屋の願いには応えないとされていた。

四月二日に代官から提出された納訳目録によれば、三月七日段階での中目録の残米二万八千二百八十四俵の内、これまでに納付されたのは千百三十九俵余であった。四月十二日になっても収納は進まず、このままでは「御蔵正米之御入用甚不足」となる事態であった。米価の騰貴が見られる中で、藩が米の納付を求めて銀納を認めなかったのは、この御蔵の正米不足が理由であった。

七月に入っても未納米は完納されなかった。そして、進展の無いままに八月を迎えた。勘定奉行の立場からは、年貢は「七月切に埒明候儀世々之御大法」であって、どんなに遅れても七月までには皆済すべきものであった。これができないことは大変な失態であった。この上は、次年度への繰り越しとなる「秋越シ」だけはなんとかしても防がなければならない。八月四日の記事では「秋越シニ不相成様、いか様ニ被致候而も五六日中皆済之たてニ御取計可有之旨申談」とあって、代官に五〜六日中の皆済を要求する切迫した状況が伺われる。

しかし、代官からの報告では未だに見通しが立たないとの事態の中で、御用所への報告をしなければならぬ勘定奉行は、難しい立場に立たされることとなっていた。翌五日には、「最早荒増ニも不申上候而ハ難相成場に至候得共、何とも二三日中ニも形を付ケ候而、其品及御沙汰度儀と存候故、態と委細之儀ハ差扣候」として、何か見通しを立てなければ御用所に報告できないので、わざと詳細な報告を遅らせているとしている。しかし、そうも言うておられず、事態を報告すると六日の御用所では「御代官中之取捌ニ而難相済候ハ、別之御役人をかけ候而成共筋立候様仕方も可有候」との考えも出てくるような状況であった。

そうした中で、「且又重キ差支候事候間、御郡代中今も随分下方へ厳敷被申付可然旨、西尾早太へも委細申達候事」となり、事態の重大性から、年貢徴収に関しては筋違いの郡代へも協力を求めることとなった。

十一日には、「表立拙者共助力いたし遣候儀ハ難成筋ニ候得とも、拙者共不存分ニシテ町方へ被致相談、何れニも借入等相調、首尾能被致皆済候様之度儀」として、勘定奉行が内密に介入して、町方から農民への貸し付けが進むように手配するとしている。

こうしたことが功を奏したのか、八月十六日、代官から未納米皆済の目録が提出された。絶人未納分が残ったがそれは秋越しで処理された。しかし、前例のない未納分が八月迄残されていたことに関して、二人の代官はその責任を問われ、前述のように処分されることとなったのである。ちな

みに、残る一人の代官の支配所分は納付処理を終えており、処分はされていない。

こうした経緯の中で、代官と勘定奉行のやり取りに関する表現を取りあげてみると、例えば勘定奉行は、代官から経緯を「被申聞候」、そして「依之拙者共」が代官に「及挨拶」とあり、勘定奉行が代官に対して厳しい要求をしている場面でも、対応は丁寧であって上司が部下を叱責している態度ではない。また、代官を「相招」いての「相談」「談話」という表現もしばしば見られるのである。こうした表現は、今回の未納を巡って何かと相談することの多かった御蔵奉行や札座奉行に対しても同様に用いられている。

既に見たように八月二十六日に二人の代官が解職となったため、勘定奉行がその職務を代行することとなった。そこで勘定奉行三人は、即日寄り合つて「岸権六初地方下代共招呼申渡」をした。

(略) 今般菅右衛門登市御役被召放候ニ付跡役不被仰付内ハ拙者共諸御用取捌候様被仰付候依之其方共儀も當分此方手ニ付ケ候(略)

勘定奉行が代官の職務を代行するに当たり、代官の下代たちはしばらくの間勘定奉行の指揮下に入るというのである。そもそも代官所が勘定奉行配下の一部署であったならば、このような手続きは必要のないことであろう。

そして九月二十六日、御用席において井上市十郎と天野郡太の二名が新しい代官として任命された。この人事に伴って勘定奉行から新しい代官に

対して、一時的に勘定奉行の配下としていた「下役岸権六并下代四人」が引き渡された。なお、ここで岸権六だけは特別で、下代ではなく「下役」とされている。これは、代官下代が勘定奉行配下となっていた期間中に、岸権六だけは勘定奉行直属に人事異動が行われたもので、代官下代から勘定奉行配下の役人として昇任したものの、職務としては代官下代の職務に当たるといふ立場にいることを意味している。

おわりに

『津山市史 第四巻』では勘定奉行の業務を次のように述べている。「勘定奉行は藩の財政責任者である。(略)代官からの年貢米収納状況の報告を受け、御金蔵の正金銀有り高・藩の米蔵の正米現在有り高の提出を求めて、財政状態を掌握する。また、米切手・銀札の交換状況を調査し、交換のための正米・正金銀の準備をする。大坂蔵屋敷への年貢米回漕計画、江戸屋敷での支出調査と送金計画、藩士へ俸禄渡し米の増減計画など、藩の財政計画立案・実施の中核部である。」(147頁)

このように極めて多岐にわたる業務の実施に深く関与しているのが勘定奉行である。しかし、勘定奉行とその配下の勘定方のみによってこれら全てを直接遂行しているわけではない。ここに書き上げられたような業務に関わる遂行担当者が、郡代・代官・御蔵奉行・御金奉行・札座奉行などであって、その密接な協力関係の中で、彼らが勘定奉行の差図や相談の下に動いているというのが実態であろう。

今回の代官の事例に関して言えば、次の寛保二年九月四日付『勘定奉行日記』の記事がある。

一御代官跡役未被仰付候近々可被仰付奈右之人品拙者共無遠慮相しらべ御内意可申上候旨岡政右衛門を以被仰渡彼是及内評

ここでは、解職となった代官の後任人事に関して、候補者の内意を勘定奉行に求めている。勘定奉行に直接の人事権はないものの、その人選を任せられるというのは、やはり代官が勘定奉行の職務と密接な関係にあることが理由と考えられよう。

本論において勘定奉行と代官の関係性について

勘定奉行と代官の業務関係図

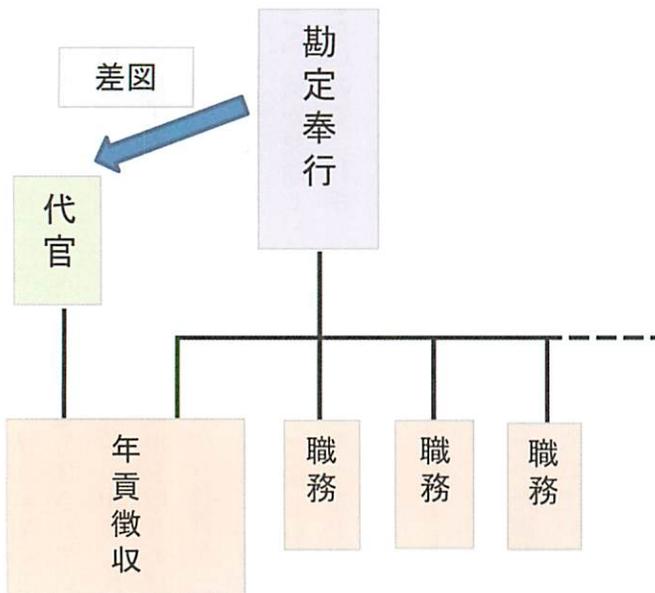


図3 勘定奉行と代官の業務関係図

取りあげたのは、『津山市史 第四巻』において「代官は勘定奉行の配下であった」とする論点を否定するためではない。結論としては、代官所は組織上独立した機関であると考えるが(図3)、『津山市史 第四巻』の論点に関しては、むしろその指摘を端緒として、今後、勘定奉行の広汎な職務に關してその周辺の役職との協力関係を明らかとすべきと考えるものであり、それは、他の役職相互においても同様であって、そうした研究を積み重ねたその先に、津山松平藩の藩政機構に關して、その機能を伴った具体的な組織図が浮かんでくるだろうと考えている。

『勘定奉行日記』・『国元日記』ともに津山郷土博物館蔵

郡代所宛大庄屋嘆願書からみる天保期の津山藩領の農村社会

小林雄一郎

はじめに

天保八年（一八三七）十一月、津山藩は領知替を受ける。美作国内の村々と小豆島を新たに与えられ、翌年三月、正式に領知の引き渡し完了する。これを受けて、美作国内に十四あった構は八つへと減少される（『郡代日記』天保九年三月十一日条）。しかし、この変更は必ずしも地域の実情を踏まえたものではなかった。地域社会の混乱を招いた結果、嘉永六年（一八五三）八月、構の数は八から十三へ再編されることとなった（小林「天保九年の領知替に伴い行われた構の再編について―その1」、『同一その2』、『津山市史だより』第十四・十五号、以下拙稿とする、『二宮の「まちづくり」歴史文化財顕彰記念誌』九六ページ、二〇〇九年）。拙稿では「地域社会の混乱」について、十分な検討が出来ていなかった。今回は当事者である大庄屋の訴えを検討することで、領知替直後の津山藩の農村社会の混乱について考える。

大庄屋について

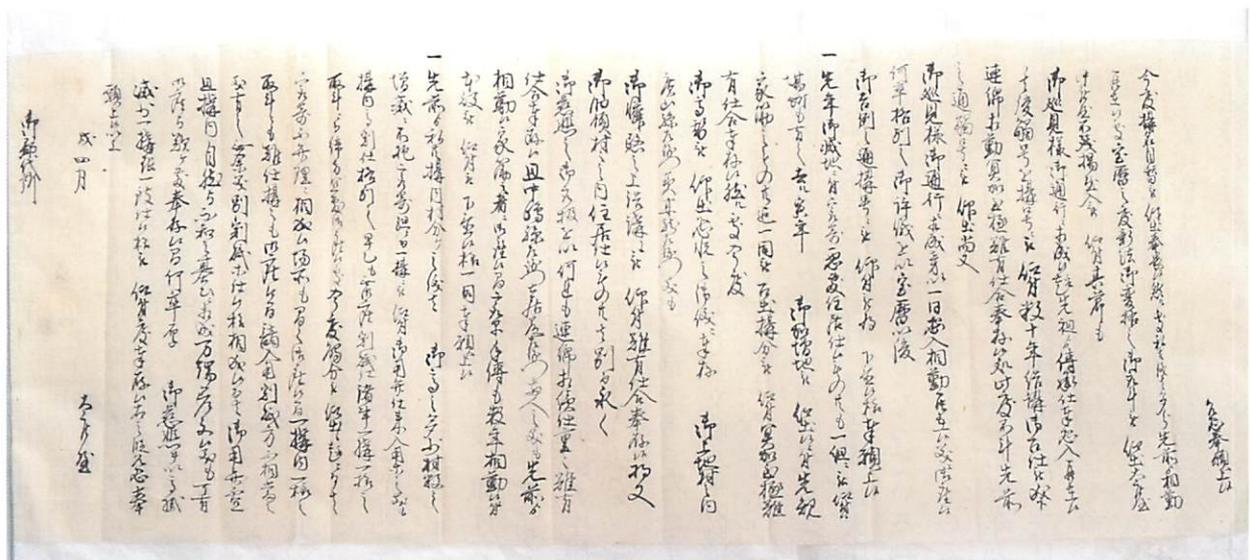
美作国の大庄屋は、古くから美作国に土着し、江戸時代に帰農した家柄の者などが命じられたとされる。数か村から十数か村を管轄し、その管轄区域は「触」や「構」と呼ばれる。大庄屋の身分は原則百姓であったが、名字帯刀を認められていた。それぞれの構の大庄屋を勤める家は概ね決

まっていた（『美作の大庄屋』、美作の歴史を知る会・ふるさと歴史見学会、二〇一九年）。少なくとも文政年間（一八一八〜一八三〇）以降、勤続年数によって「見習」「手伝」「本役」という段階があつたと考えられる。大庄屋の家に生まれた後継者は、若い頃は「見習」として経験を積む。その後「手伝」として当主を補佐する。当主が隠居あるいは死去すると、後を継いで「本役」となった（嘉永七（一八五四）年十二月付「大庄屋印鑑帳」、大谷家文書、津山郷土博物館蔵、以下「印鑑帳」とする）。本稿では、大庄屋が郡代へ宛てた嘆願書を紹介する。

史料翻刻

戊四月、郡代所宛大庄屋嘆願書（「立石家資料」六三五九）

乍恐奉願上候
 今度構名目替被仰出奉畏候、然ル処私共儀者多分先前分 相勤罷在候処、宝曆之度新法御変格之御取斗被 仰出、大庄屋・中庄屋不残、揚屋入被 仰付、其節も御巡見様御通行ニ相成候趣、先祖分伝承仕、奉恐入罷在候、其後触号を構号ニ被 仰付、数十年結構御召仕被成下、連綿相勤冥加至極難有仕合奉存候処、此度不斗先前之通触号ニ被 仰出、尚又御巡見様御通行ニ相成、旁以一同恐入相勤罷在候義ニ御座候、何卒格別之御評儀を以、宝



郡代所宛大庄屋嘆願書（立石家資料 6359、個人蔵）

曆以後
御吉例之通構号ニ被 仰付被為 下置候様奉願上候、

候様被 仰付度奉存候、右之段乍恐奉願上候、以上、

戊四月

御郡代所

大庄屋

一、先年御減地ニ付、最寄悪敷住居仕候もの共も一組ニ被 仰付候場所も有之、去ル寅年御加増地被 仰出候ニ付、先規家筋之もの共迄、一同被 召出、構分被 仰付、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処、今度

史料解説

御高替被 仰出、恐悦之御儀ニ奉存、御上地村之内、広山孫左衛門・美甘新左衛門義も御憐愍之上、結構に被 仰付、難有仕合奉存候、將又御旧領村々之内、住居仕候もの共者別而永く

本史料は「戊四月」とあることから、三月の領知替直後の天保九年（戊戌、一八三八年）であると推定される。構の数が減るのに併せて、名称も「構」から以前の「触」（宝暦九（一七五九）年まで「触」、『津山市史』第四卷一五三ページ、一九九五年）に再変更された。一条目は、その撤回を求めたものである。理由は「宝暦以後御吉例」とある。宝暦九年四月、大庄屋・中庄屋は「揚屋」（牢屋）入りとなり、その職を解任される。その後、宝暦十一年、処分を解かれて復職した際に、大庄屋（復職直後は「地方目付」という）の管轄区域の名称は「触」から「構」へと改められている（『津山市史』第四卷一五三ページ）。そうした経緯を指して「宝暦以後御吉例」と述べたと思われる。大庄屋たちは、「触」という名称を、復職以前の「大庄屋解任・入牢時代を想起させる縁起の悪い言葉だと認識していたようである。

御慈悲之御取扱を以、何れも連綿相統仕、重々難有仕合奉存候、且中嶋孫左衛門・土居藤左衛門両人之義も、先前々相勤候家筋之者ニ御座候間、最早手伝も数年相勤候ニ付、本役被 仰付被 下置候様、一同奉願上候、

二条目は、まず「先年御減地」（享保十二（一七二七）年の十萬石から五萬石への減封、『津山市史』第四卷三五ページ）以降の村々の状況について触れている。その上で、「寅年」（文化十五年、文政元年、一八一八年）の加増によって、「広山」や「美甘」といった「先規家筋之もの共」が大庄屋に復帰した点を感じている（実際に加

増があったのは文化十四年、『津山市史』第四卷三〇四ページ）。ちなみに、「広山孫左衛門」と「美甘新左衛門」は、それぞれ富構と湯本構の大庄屋へと復帰している（『美作の大庄屋』七ページなど。「印鑑帳」美甘藤平）。史料内にある通り、今回の領知替で富湯本の両構は「上地」されたが、「結構に被 仰付」とあるように、広山と美甘の処遇について、大庄屋一同で感謝を述べている。津山藩の「郡代日記」によれば、彼らは「一代限」の「大庄屋一統之手伝」を命じられた（天保九年三月九日・十一日条）。史料内の「結構に被 仰付」とは、具体的にはこのことを指すのだろう。そのうえで、さらに中嶋孫左衛門・土居藤左衛門の大庄屋本役を願い出ている。中嶋孫左衛門は、元々一宮構の大庄屋をつとめるはずの家柄であった（『美作の大庄屋』七ページ）。しかし、文政八年の段階で、十四あった構のなかに一宮構はみられない【表】。構の再編以前から一宮構はなかったようである。弘化二（一八四五）年七月、孫左衛門は大庄屋手伝から勝北構の大庄屋本役となっている【表】。願い出から本役となるまで七年かかっている。

一、先前々私共構内村分ヶ之儀者、御高之多少・村数之増減ニ不拘、最寄組ニ而一構ニ被 仰付、御用弁仕来、入用等之義も構内高割仕、格別之甲乙も無御座割賦仕、諸事一構一様之取斗ニ而締方宜敷御座候処、今度触分被 仰出候趣ニ而者、最寄不弁理ニ相成候場所も間々御座候間、一構内一様之取斗ニも難仕構々も御座候間、諸入用割賦方不相当之義有之、無余義別割賦等仕候様相成候而者、御用弁不宜、且構内自然与不和之基ひニ相成、万端差支候義も可有御座与歎ヶ敷奉存候間、何卒厚 御慈悲ヲ以、高掛減少一構限一致仕

増がかったのは文化十四年、『津山市史』第四卷三〇四ページ）。ちなみに、「広山孫左衛門」と「美甘新左衛門」は、それぞれ富構と湯本構の大庄屋へと復帰している（『美作の大庄屋』七ページなど。「印鑑帳」美甘藤平）。史料内にある通り、今回の領知替で富湯本の両構は「上地」されたが、「結構に被 仰付」とあるように、広山と美甘の処遇について、大庄屋一同で感謝を述べている。津山藩の「郡代日記」によれば、彼らは「一代限」の「大庄屋一統之手伝」を命じられた（天保九年三月九日・十一日条）。史料内の「結構に被 仰付」とは、具体的にはこのことを指すのだろう。そのうえで、さらに中嶋孫左衛門・土居藤左衛門の大庄屋本役を願い出ている。中嶋孫左衛門は、元々一宮構の大庄屋をつとめるはずの家柄であった（『美作の大庄屋』七ページ）。しかし、文政八年の段階で、十四あった構のなかに一宮構はみられない【表】。構の再編以前から一宮構はなかったようである。弘化二（一八四五）年七月、孫左衛門は大庄屋手伝から勝北構の大庄屋本役となっている【表】。願い出から本役となるまで七年かかっている。

土居藤左衛門は、文政十（一八一七）年から田邊構大庄屋手伝となり、天保九年三月十三日付で勝北構（当時は勝北触）大庄屋手伝を命じられる（『印鑑帳』・「郡代日記」同日条）。この際、大谷茂助・安黒権十郎・植月綱五郎の三人の大庄屋手伝は本役に昇格している。それに対し、土居は手伝のまま据え置かれたことから、今回の訴えに至ったのであろう。その後、天保十五年東南構大庄屋手伝を経て、弘化三年、大庄屋「本役並」と

なっている【表】。こちらは願い出から八年かかっている。本役「並」とは、特定の構は担当しないが、待遇は大庄屋本役と同等ということであろう。弘化三年時点で、大庄屋が八構で八人おり、不在の構がなかったが故の措置とみられる【表】。

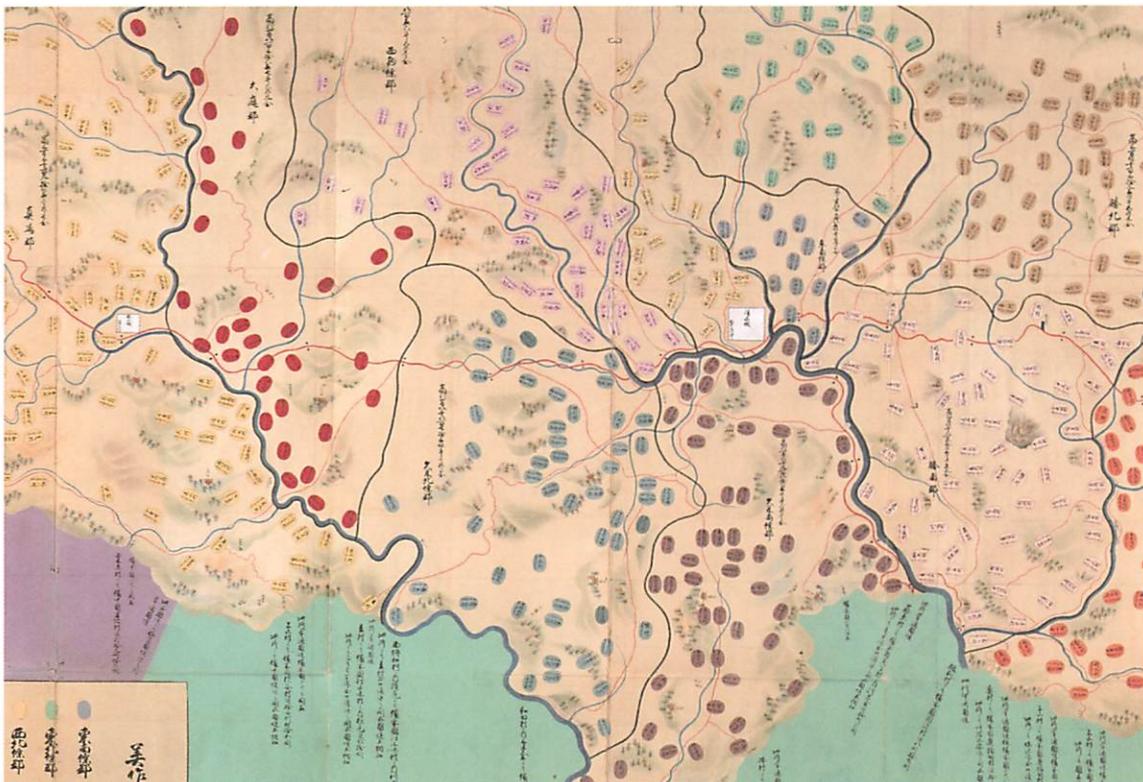
三条目では、従来の構では「最寄」の村々が「一構」となって、「諸事」を問題なく勤めてきたとする。しかし、「今度触分」（領知替に伴う構の減少）によって、大庄屋の管轄範囲が変化（拡大）し、「最寄不弁理」となった場所がいくつか出てきた。そのような場所では、諸入用の負担が不相当となり、「構内」が「不和」で「万端差支」える。そのため、石高にかかる諸役を軽減し、一つの構のなかで統一した取り扱いをしてほしいと訴えている。入用とは、年貢とは別の農民への負担である。藩主・役人などの移動費用、道や橋の普請、盗賊の捕縛にかかる費用などにも宛てられた（『鏡野町史』史料編三七二「大割式」）。津山藩では支出項目によって、藩領全体、構内、村内というように、入用が分類されていた。そのなかで、藩領全体で負担すべき支出を大割といい、大割の帳面の作成は大庄屋の毎年の仕事であった（『鏡野町史』通史編「津山藩の大割」）。諸物価の高騰によって、各村の入用は増大する傾向にあったとみられる。そうした背景もあって、今回の訴えに至ったものと思われる。

まとめ

領知替によって、大庄屋の管轄地域である構は再編されて、その数は減少し、名称も構から触に

変更された。それに対し、大庄屋たちは天保九年四月、①名称変更の撤回、②二人の大庄屋手伝の処遇改善、③諸役負担の減免と不均等の是正を願っている。②では、構の数の減少によって、何年も大庄屋になれない者が生じている（この点は

拙稿でも触れた）。③では、構の領域の変化によって、諸入用の負担に支障を来していることが分かる。本史料は、構再編直後の大庄屋たちの困惑をうかがえる興味深い史料である。



参考：天保美作国絵図（国立公文書館蔵）（天保9年5月 一部拡大）

【表】 十万石復帰後における美作国内の構の数と大庄屋本役の人数の推移

和暦	西暦	月	構の数	大庄屋本役の人数	備考	出典 [※]
文化14	1817	10	15	15	津山藩10万石復帰	①
文政8	1825		14	14	14構：河内・目木・田邑・田辺・香々美・山北・大篠・綾部・押入・河辺・一方・二宮・富・湯本	①、『岡山県史 津山藩文書』883頁
天保9	1838	3	14→8	14→12	領知替により構の数減少。富・湯本構の大庄屋廃止 8構：大庭・東南・東北・西々・西北・勝北・勝南・久米	②・③
天保13	1842	6	8	12→8	13日、大庭構の福島善兵衛、西北構の土居督左衛門、東北構の多胡国平が役免。 21日勝北構の岸本佳十郎が役免	②
弘化2	1845	6	8	8→7	勝北構の土居藤七没	②
		7	8	7→8	中嶋孫左衛門が勝北構大庄屋本役となる	②
弘化3	1846	12	8	8→9	土居藤左衛門が大庄屋本役並となる	②・③
嘉永3	1850	1	8	9→8	西々構の立石道介没	②
嘉永4	1851	2	8	8	土居藤左衛門が西々構大庄屋本役となる	②・③
嘉永6	1853	8	8→13	8→12	13構：河内・目木・田邑・田辺・香々美・山北・大篠・綾部・押入・河辺・一方・一宮・二宮 土居貞太郎が田邑・二宮兼任のため12人	②
安政3	1856	6	13	12→13	土居貞太郎の兼任解除。立石助右衛門が二宮構大庄屋本役となる	③

※ ①：立石定夫『美作大庄屋・大年寄記』（1993年）

②：『郡代日記』（津山松平藩文書、津山郷土博物館蔵）

③：『大庄屋印鑑帳』（大谷家文書、津山郷土博物館蔵）

津山市史だより
第17号

発行：令和3年3月31日

編集：津山市史編さん室

〒708-0824 岡山県津山市沼600-1 弥生の里文化財センター内

TEL:0868-22-5820 FAX:0868-24-8414

Eメール:shishihensan@city.tsuyama.lg.jp